

畑作物加工・流通対策整備事業
(分みつ糖工場低炭素化整備事業)

第1 事業の内容

主に石炭を燃料としている北海道のてん菜を原料として分みつ糖を製造する製糖工場において、二酸化炭素排出量の削減は環境負荷低減に資するカーボンニュートラルの実現に向けた重要な取組である。このような中、石炭をはじめとする化石燃料等への依存を低減し、低炭素化した製造体系へ転換するため、以下の施設整備に必要な経費を助成する。

1 事業内容

(1) 自家発電設備等の燃料転換の整備（既存施設・設備の改良を含む。）

分みつ糖の製造に係る二酸化炭素排出量の削減に資する自家発電設備等の非化石燃料（バイオマス燃料、アンモニア等）への燃料転換や混焼等による低炭素化を目的とした施設整備に対する支援。

(2) 製造工程の低炭素化に資する施設・設備の整備（既存施設・設備の改良を含む。）

分みつ糖（副産物を含む。）の製造に係る二酸化炭素排出量の削減に資する工場の製造工程の低炭素化を目的とした施設整備に対する支援。

第2 事業実施主体

本事業実施主体は以下に掲げるものとする。

- 1 分みつ糖製造事業者
- 2 生産者の組織する団体

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、以下のとおりとする。

第1の1に掲げる整備事業の成果目標は、次のいずれかの取組から設定すること。

- (1) 二酸化炭素排出量の1%以上の削減
- (2) 石炭又は化石燃料使用量の1.5%以上の削減

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度（複数年度にわたり実施する事業にあっては事業最終年度とする）の翌々年度とする。

3 事業実施期間

第1の1に掲げる事業実施期間は原則1年以内とする。

ただし、事業の性質上、設備の導入や工事に長期間を要する場合、または事業効果の早期発現・最大化のために複数年度にわたる一体的な実施が不可欠であると認められる場合は、事業実施期間は3年以内とし、全体事業計画に定めた期間内とする。また、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保でき

た場合に事業継続ができるものとする。

4 事業の対象地域

事業実施地区は、てん菜に係る指定地域の区域内とする。

5 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (6) 別記23の第1の1の(4)事業化の推進の取組を実施した計画については、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (7) 事業実施主体は、排出量取引制度における移行計画を作成し、事業終了後も、その目標の達成に努めること。なお、農産局長は、事業実施主体が当該目標の達成に取り組むよう指導する。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を委員会に諮るものとする。
- (2) 北海道農政事務所は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、北海道及び応募者の主たる受益地区が所在する市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により北海道農政事務所から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を北海道農政事務所長に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 北海道農政事務所長は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、北海道農政事務所長により補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該実施主体の主たる事務所が存在する区域を管轄する北海道農政事務所長に交付等要綱第

7 第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する北海道又は市町村と調整を図るものとする。

(2) 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、事業実施主体が第2の1の場合は別記様式第10号－3（食品事業者向け）、その他の場合は別記様式第10号－4（自治体・民間事業者向け）を用いるものとする。

なお、事業実施主体又は本事業により整備された設備等を利用する事業者が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第21条第3号の規定に基づく国内産糖交付金を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、チェックシートを既に提出している場合は、その報告をもってチェックシートの提出に代えることができるものとする。

4 費用対効果分析

- (1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。
- (2) 本事業における費用対効果については、別記29－1「分みつ糖工場低炭素化整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」に定める手法又は「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）の共通7「費用対効果分析について」により算出し、事業実施計画と併せて北海道農政事務所長に提出するものとする。

第5 助成等

1 補助対象経費は、以下のとおりとする。

(1) 第1の1の(1)の取組

分みつ糖の製造に係る機器及び設備等のうち、二酸化炭素排出量の削減に資する自家発電設備等の非化石燃料への燃料転換や混焼等による低炭素化を目的とした既存設備の改良及びに新規設備の導入に要する経費。

(2) 第1の1の(2)の取組

分みつ糖（副産物を含む。）の製造に係る二酸化炭素排出量の削減に資する工場の製造工程の低炭素化を目的とした既存設備の改良及び新規設備の導入に要する経費。

2 補助対象経費の取扱いは、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

3 補助の対象となる施設設備等は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、

合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (2) 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。
- (3) 成果目標の達成に必要な改修（能力の増強、耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）経費については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
- ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し改修等の方が経済的に優れていること。
- イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上かつ内部施設の法定耐用年数以上であること。
- ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。
- (4) 施設規模及び能力の決定に当たっては、需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

3 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、その目的に合致するものでなければならないものとする。

また、補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

- (1) 事業実施主体の自己資金若しくは他の助成により実施中の取組又は既に終了している取組に要する経費
- (2) 施設用地の整地や改良などの整備
- (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費
- (4) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
- (5) 国内産糖の製造以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- (6) 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）（例：農地等不動産の取得に対する助成）
- (7) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

5 補助金の返還

北海道農政事務所長は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合、本要領に定める要件を満たさないことが補助金交付後に判明した場合等にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 実施に係る留意事項等

- 1 第1の1及び2の施設等の整備に当たっては、事務手続は事務取扱を準用するものとし、事業実施主体は、あらかじめ北海道、市町村等と調整を図るものとする。
- 2 施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- 3 施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。
- 4 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、北海道農政事務所長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - (2) 事業実施主体が賃料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数×年間管理費」により算出される額以内であることとする。
 - (3) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 5 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、実施要領第7に定める事業実施状況の報告にあわせて、保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

6 施設の管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、北海道知事が適当と認める事業実施主体以外の者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営を委託することができるものとする。

(3) 指導監督

北海道農政事務所長及び北海道知事は、整備事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、北海道農政事務所長及び北海道知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

- 7 事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

分みつ糖工場低炭素化整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

分みつ糖工場低炭素化整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

- 2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^{-n} \} \div \{ (1 + i)^{-n} - 1 \} \quad (\text{別表1 参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び農林畜産業関係補助金等交付規則別表に定めるところによる。

- (4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の省力化のための整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 分みつ糖製造の低炭素化に係る効果

- (1) 効果の内容

分みつ糖製造の低炭素化に係る効果は、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

低炭素化のための設備導入により、二酸化炭素排出量取引制度における排出枠調達コスト等が削減し、製造コストが削減する効果

イ エネルギーコスト削減効果

低炭素化のための設備導入により、使用する燃料等が削減し、エネルギーコストが削減する効果

(2) 算出方法

分みつ糖製造の低炭素化に係る効果の年効果額は、次のア及びイによる算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在の分みつ糖の年間 1 トン当たりの製造コストと整備後の分みつ糖の年間 1 トン当たりの製造コストの差に目標年度における分みつ糖の年間製造量で乗じた額とする。

イ エネルギーコスト削減効果

現状の施設のエネルギーコストに係る年経費と整備後の施設のエネルギーコストに係る年経費の差とする。

2 その他の効果

1 に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき北海道農政事務所長が適當と認めるとときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

第4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式第11号－4により行うものとする。

別表1
還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2246	33	0. 0551
6	0. 1908	34	0. 0543
7	0. 1666	35	0. 0536
8	0. 1485	36	0. 0529
9	0. 1345	37	0. 0522
10	0. 1233	38	0. 0516
11	0. 1142	39	0. 0511
12	0. 1066	40	0. 0505
13	0. 1001	41	0. 0500
14	0. 0947	42	0. 0495
15	0. 0899	43	0. 0491
16	0. 0858	44	0. 0487
17	0. 0822	45	0. 0483
18	0. 0790	46	0. 0479
19	0. 0761	47	0. 0475
20	0. 0736	48	0. 0472
21	0. 0713	49	0. 0469
22	0. 0692	50	0. 0466
23	0. 0673	51	0. 0463
24	0. 0656	52	0. 0460
25	0. 0640	53	0. 0457
26	0. 0626	54	0. 0455
27	0. 0612	55	0. 0452
28	0. 0600	60	0. 0442
29	0. 0589	80	0. 0418
30	0. 0578	90	0. 0412
31	0. 0569	100	0. 0408
32	0. 0559		